

岩見沢市公設卸売市場条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

卸売市場法等の一部改正に伴い、地方卸売市場の認定要件を満たすため、指定飲食料品等の公表に係る規定の整理を行う。

第2 改正の内容

地方卸売市場の認定要件を満たすため、卸売市場で扱う指定飲食料品等、その生産や流通コストの指標及び飲食料品等事業者等間における取引で協議に応じること等の措置の内容を市が公表する規定を定める。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第61号

岩見沢市公設卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市公設卸売市場条例の一部を改正する条例

岩見沢市公設卸売市場条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第47条に次の1項を加える。

4 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 第6条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。